

## ◎第9期介護保険事業計画に伴う介護保険料の改定について

### 1 概要

令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づいて、第1号被保険者(65歳以上の  
の人)の保険料額を改定する。

必要な給付費を賄うため、基準額を改定する

保険料基準額 【現 行】 年額 69,600円(月額 5,800円)

【改正案】 年額 73,200円(月額 6,100円)

### 2 介護保険給付費等見込額と負担割合

介護保険の運営は、介護保険事業計画に基づいて、3年間の保険給付に要する費用の総額に応じて  
保険料を算定している。

なお、介護保険料基準額は、令和3年度から5年度の3年間に係る給付費のうち、第1号被保険者  
(65歳以上の人)に負担してもらおう約24%部分について、次ページの「3 第1号被保険者の介護保険料  
基準額の算出方法(月額)」により算出している。

① 令和6年度～8年度の給付費等見込額 127,965 百万円

(内訳)

施設サービス	居宅サービス	地域密着型 サービス	その他 保険給付	地域支援 事業	保健福祉 事業
47,659 百万円	52,216 百万円	16,975 百万円	6,148 百万円	4,691 百万円	275 百万円

② 第1号被保険者は、給付費等見込額 127,965 百万円 の24.0%を負担

第1号被保険者 (65歳以上)の保険料 約24%	第2号被保険者 (40歳以上～65歳未満)の 保険料 27%	国庫負担金 居宅給付費 約24%	県負担金 居宅給付費 12.5%	市負担金 12.5%
		国庫負担金 施設等給付費 約19%	県負担金 施設等給付費 17.5%	

※保険給付費に対する国と県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費では異なる。

※特別給付と保健福祉事業は全て第1号被保険者の保険料

### 3 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出方法(月額)

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{令和6～8年度の給付費等見込額} \times \text{第1号被保険者の負担割合} \div \text{予定収納率}}{\text{3年間の第1号被保険者数}} \div \dots = 82,476$$

[ 127,965百万円 ]                      [ 24% ]                      [ 98.5% ]  
 [ 378,661人 ]

保険料月額            82,476円 ÷ 12月 = 6,873

介護保険給付費準備基金の取崩しにより保険料を軽減する

$$\text{基準額 (月額)} = \text{保険料月額} - \text{基金取崩しによる軽減額} = \text{6,100円}$$

( 6,873円 )                      ( 773円 )

※保険料基準額(月額)

区 分	金額 (令和6～8年度合計)	保険料軽減額 (月額)
介護保険給付費準備基金取崩	3,458百万円	△773円

※令和5年度末基金残高見込                      5,740百万円